

8 川 情 個 第 6 号
令和8年5月25日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 板 垣 勝 彦

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和7年8月25日付け7川総コ第65号で諮問のありました、公文書開示請求に対する開示拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2108

【315号】

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇も団体交渉に応じ、この情報の一部（ヒアリング）を請求しているため、少なくとも法人の権利利益を害するおそれはない。また、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当てはまり、条例第8条に定める不開示情報には該当しない。よって条例第11条にも該当せず、開示請求を拒否するに十分な根拠はなく違法である。

ウ 条例第11条の濫用に関して

条例第11条の解釈・運用では、その適用には慎重さが求められるとされているにもかかわらず、実施機関は条例第11条の適用に際して具体的な説明をしなかったばかりか、その根拠である「不開示情報」であるかどうかという部分に関して違法であり、条例第11条の濫用をしており不当である。

(2) 条例による不開示情報「第8条第1号」及び「第8条第2号」が本件に当てはまるかどうか疑義があり、十分な検証が必要と考えられるため

今回請求している3つの情報はいずれも「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するものである。なぜなら、本件請求をした理由は亡くなられた〇〇〇〇さんが臓器損傷という生命に関わる大きな怪我をして翌年亡くなられたことに関して、情報開示を通じて検証に役立て、今後同じような重篤な事故が起きないようにするためであり、今後〇〇〇〇〇〇〇〇の運営する施設利用者だけでなく、激しい自傷行為をする知的障害の方の生命を保護するために資することにほかならないからである。

(3) 条例第9条に定める部分開示に関して検討する必要があるため

条例第9条は非開示情報と開示情報を容易に区分できる場合は非開示情報を隠して残りは開示すべきとなっている。今回はそもそも存否も明らかにできないとなっているが、今後その部分が明らかにできるようになった際、例えばヒアリングの中の職員名等の非開示情報は隠しつつ、開示をする必要がある。

(4) 条例第10条（公益上の理由による裁量的開示）に当てはまると考えられるため

〇〇〇〇さんには〇〇もおらず、申立てもない中で〇〇〇〇〇〇〇〇も行政も事故当時のヒアリングと警察の調査のみで済ませており、翌年亡くなられるという、より大きな事態になっても変わらず〇〇〇〇〇〇〇〇からは事故報告書もない。再発防止のためには法人以外の第三者機関を通じた詳細な調査・検証・報告等が必要と考え、そのためには当時の情報の開示が必要である。条例第10条に該当し開示とするには高度な政治的判断が必要とされると記載があるが、この問題に関して広く社会全体の問題として捉えた検証が必要である。

4 実施機関の主張要旨

令和7年3月11日付け弁明書及び令和7年5月20日実施の審査庁による口頭意見陳述によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 「本件請求に対する『開示請求を拒否する理由』の具体性及び根拠の欠如、

【315号】

条例第11条の濫用」との主張について

ア 具体性の無さに関して

審査請求人は本件処分の理由には具体性がないと主張しているが、本件請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の対象者が特定の法人が運営する事業所等を利用し、特定の事業所等において事故が発生したこと、及び発生した事故に関し、実施機関が検査等を実施したこと等が明らかになるものであり、当該特定の個人及び特定の法人の権利利益を害するおそれがあることを理由として、本件処分を行ったものである。

イ 根拠に関して

審査請求人は本件処分には条例上の根拠がないと主張しているが、条例第6条は「何人」にも開示請求権を認めているものであり、ハンドブック15頁においても、「開示請求者が何人であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなど、開示請求者側の個別的事情によって、当該公文書の開示・不開示の判断が異なるべきではない。」とされている。審査請求人の主張は審査請求人側の個別的事情や固有の考えを述べているにすぎない。本件請求は、本件請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を公にすることになり、当該特定の個人及び特定の法人の権利利益を害するおそれがあるものである。

ウ 条例第11条の濫用について

審査請求人は本件処分は条例第11条の濫用であると主張しているが、前記ア及びイ記載の理由により、条例第11条の濫用等はないことから、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 条例による不開示情報「第8条第1号」及び「第8条第2号」が本件に当てはまるかどうか疑義があり、十分な検証が必要と考えられることについて

審査請求人の主張は、条例前文において、「2個人の尊厳を守るため、個人の秘密、個人の私生活その他の個人に関する情報は、最大限に保護されなければならない」としていることや、条例第8条第1号の解釈・運用において、「個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、慎重な配慮が必要である。」(ハンドブック26頁)としていることを考慮していない主張であり、審査請求人固有の考えを述べているにすぎない。

(3) 条例第9条に定める部分開示に関して検討する必要があることについて

本件請求については、いずれも特定の個人及び特定の法人に係る開示請求であり、かつ、「公文書の存否が明らかになることで、不開示情報を開示すること」になるため、条例第11条に該当する。

(4) 条例第10条(公益上の理由による裁量的開示)に当てはまると考えられることについて

条例第10条については、ハンドブック54頁において、「実施機関の高度の行政的判断により、第8条により不開示とされる情報について裁量的開示を行うことができる旨を明確にしたものである。」と示されており、様々な状況から「公

【315号】

益上特に必要がある」と実施機関の裁量において判断した場合に開示することができる」と定めたものであり、審査請求人が条例第10条に当てはまるという審査請求人固有の考えを述べているにすぎない。

5 審査会の判断

(1) 理由の提示について

実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない（条例第12条第1項、第3項）、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を合わせて通知しなければならないとされている（同条第4項。いわゆる「理由の提示」）。

一般に、法が行政処分に理由を提示すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、提示すべき理由をどの程度記載しなければならないかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれを判断すべきであって、その求められている趣旨に適った理由の提示がなされていない場合には、その行政処分は、手続上の瑕疵がある処分として取消しを免れないものと解すべきである（最高裁判所昭和38年5月31日第二小法廷判決、同昭和60年1月22日第三小法廷判決参照）。以上の理は、条例が理由の提示を命じた場合も同様である。

そこで、条例第12条第4項について考えるに、その趣旨は、条例に基づく公文書の情報公開制度が市政運営の透明性の向上及び市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資することに鑑み（条例第1条）、不開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えることにありと解される。

このような趣旨からすれば、条例第12条第4項が定める理由の提示は、開示請求者において、条例第8条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものでなければならないと考えられる（最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決参照）。

以上を踏まえ、本件処分における理由の提示の妥当性を検討する。

(2) 理由の提示の妥当性について

本件処分に係る開示請求拒否通知書の「開示請求を拒否する理由」欄には「川崎市情報公開条例第11条 該当」と不開示の根拠規定が示されるとともに、不開示の理由として「文書の存否を答えるだけで、法人及び個人の権利利益を害するおそれがある情報である。そのため、文書の存否を明らかにせずに、開示請求を拒否する。」と記載されているが、この程度の理由記載では抽象的に過ぎ、文書の存否を答えることで、誰のどのような権利利益を害することになるのかが明らかではなく、いかなる根拠で条例第11条に該当するのか不明と言

